第４章　重大事態への対応

１　重大事態の定義

法第二十八条第１項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①に示す「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下のような場面を想定し、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

○ 子どもが自殺を企図した場合
○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合
○ 精神性の疾患を発症した場合 など

②に示す「相当の期間」については、いじめを理由とした欠席が年間累計３０日を超えて不登校扱いとなった時点を目安とする。ただし、子どもがいじめを理由として７日程度連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、板橋区教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

２　教育委員会又は学校による調査

（１）重大事態の発生と調査

① 重大事態の報告

教育委員会及び学校は、重大事態が発生した場合には、条例第１４条に基づき組織を設け調査を実施する。板橋区教育委員会は、これを板橋区長に報告する。

> 【条例】第１４条　区及び学校は、学校において法第２８条第１項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が生じた場合には、当該重大事態に対処するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、速やかに、教育委員会及び学校に組織を設け、調査を実施するものとする。
> ２　前項の組織に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

② 重大事態の調査主体

重大事態の調査は、法第二十八条によれば、学校の設置者が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合が考えられるが、国基本方針において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。」と示されていることから、まず学校が、板橋区教育委員会の指導・助言を受けながら「学校調査委員会」で調査を行うものとする。

「学校調査委員会」が調査を行った場合でも、「学校調査委員会」による調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないなど、板橋区教育委員会が必要と認めるときは、板橋区教育委員会の付属機関である専門委員会によって調査を行う。

専門委員会では、いじめ事案の経緯や特性、いじめを受けた子ども又は保護者からの訴えなどを踏まえ、主体となって調査を行うものとする。

③ 調査の内容

重大事態の調査は、法第二十八条第１項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調

査を行うものとする」とされている。また、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。これらのことを念頭に置きながら、それぞれの調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。

板橋区教育委員会及び学校は、それぞれが設置する調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならないものとする。

④ 留意事項

法第二十三条第２項において、学校は、子どもがいじめを受けていると思われるときは、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じるとされており、その措置を行った結果、重大事態であると判明した場合も想定される。

その場合には、重大事態の全貌の事実関係を明確にするため、法第二十八条第１項による「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第二十三条第２項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。

ただし、法第二十三条第２項による措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りではない。

板橋区教育委員会は、重大事態が発生した場合には、事案の重大性を踏まえ、いじめを行った児童・生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど必要な対応を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった子どもが深く傷つき、学校全体の子ども及び保護者・地域住民にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。板橋区教育委員会及び学校は、子ども及び保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

（２）調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた子ども及びその保護者への適切な情報の提供

板橋区教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査によ

り明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた子ども又はその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、板橋区教育委員会又は学校は、他の子どものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

② 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、板橋区教育委員会より（学校が調査主体となったものは、学校より板橋区教育委員会に報告し、板橋区教育委員会を通じて）、板橋区長に報告する。

なお、調査結果を踏まえて、いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた子ども又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、板橋区長に提出するものとする。

【法】第二十八条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための**調査を行うものとする**。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に**提供するものとする**。

3　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び**支援を行うものとする**。

３　区長による再調査及び措置

（１）　再調査

条例第１５条による調査結果の報告を受けた板橋区長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、条例により、板橋区長の付属機関により調査を行う。この板橋区長の付属機関において、当該重大事態の状況及び条例第１４条の調査組織による調査結果を踏まえた調査方法等を決定の上、適切に調査を行うものとする。

また、板橋区長は、当該付属機関による調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた子ども又はその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の子どものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

（２）　再調査の結果を踏まえた措置等

板橋区長は、再調査を行ったときは、法第三十条第３項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を板橋区議会に報告する。

さらに、板橋区長及び板橋区教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

【条例】第１５条　区長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、付属機関を設置して調査を行う等の方法により、前条第１項の規定による調査の結果について調査を行うものとする。
２　前項の付属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

【法】第三十条　地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3　地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4　第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5　地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。